

【新旧対照表】建設副産物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書（R 7. 4. 1 改正）

新	旧
特記仕様書 令和7年4月1日 建設物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書 本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、厚木市が発注する工事に適用する。 I. 総則（略） II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項（略） III. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項 1 （略） 2 建設副産物実態調査のCOBRIS関連の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。 なお、登録時期が令和7年5月以降となる場合は、コブリス・プラスにより登録し、作業手順等は、一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページのマニュアルを確認すること。 (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ http://www.recycle.jacic.or.jp/ から建設副産物情報交換システム（COBRIS）にログインする。 システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。 (2) ～ (6) 略 3 （略）	特記仕様書 令和6年12月1日 建設物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書 本特記仕様書は、建設副産物についての取扱い及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるものであり、厚木市が発注する工事に適用する。 I. 総則（略） II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項（略） III. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項 1 （略） 2 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。 (1) 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページ http://www.recycle.jacic.or.jp/ から建設副産物情報交換システムにログインする。 システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。 (2) ～ (6) 略 3 （略）